

ひがしの輪

「広報だより020」
発行 令和6年9月20日
編集 広報部会
大阪市鶴見区茨田大宮4-26-1
☎ 06-6912-8833

みんなが輝けるまちづくり

春の交通安全運動

期 間：4月8日(月)～15日(月)

実施時間：茨田東小学校登下校時間

主 催：大阪東連合振興会

毎年、茨田東連合振興会が中心となり、小学生の登下校時間に合わせて、交通指導を目的とし、春と秋に実施されています。「おはようございます!」「おかえりなさい!」と声をかけ、車やバイク、自転車の通行を確認し、安全に子ども達が通学できるように見守っています。



ところで、車やバイクは、免許を取得するために、道路交通法を学びます。**自転車は… 自転車は車やバイクと同じ車両となるのをご存じですか!!!!!!**
自転車は、道路交通法では『**軽車両**』と位置づけられています。つまり、車やバイクの仲間になるのです。**歩行者と同じではないのです!!!!!!**



このような道路標識を見たことはありませんか? 一方通行や遊歩道に標示されている『自転車を除く』や『自転車の絵』の標示。それはなぜでしょうか。それは、自転車は車やバイクの仲間になるからです。本来なら自転車は『軽車両』なので、一方通行の逆走、遊歩道の通行はできないと考えられます。しかし『自転車を除く』や『自転車の絵』がある標識は、自転車は通行可能なのです。このような信号



を見たことはありませんか? 『歩行者・自転車専用』や『歩車分離式』の標示。これはなぜでしょうか。それは、同じく自転車は車やバイクの仲間になるからです。『歩行者・自転車専用』は自転車の横断が可能です。標示がない歩行者の信号を横断する際は、自転車はおりて歩いて渡ります。『歩車分離式』は歩行者の信号を確認



認めるのではなく、車やバイクの信号を確認するのです。その内容を免許取得者も理解していないことがあり、実際は自転車が危険な立場になることがあります。そして、自転車の交通違反は、車やバイクと同じように、罰則を受けます。『**青切符**』の対象となるのは100

余りのあり、このうち重点的に取り締まりを受けるのは、①信号無視 ②一時不停止 ③右側通行などの**通行区分違反**です。①自転車の通行が禁止されている場所を通ること ②例外的に歩道を通行できる場所でも徐行などをしないこと ③ブレーキが利かない自転車にのること ④携帯電話やスマホを使いながら運転すること ④傘を使用したり、イヤホンをつけたりしながら運転することなどの**都道府県の公安委員会で定められた順守事項違反**です。『**赤切符**』の対象になるのは、①酒酔い運転や酒気帯び運転などの飲酒運転 ②携帯電話やスマホを使用しながら事故につながるような危険な運転をした場合などあり**刑事罰の対象**となります。みなさん、マナーを守り、安全な運転を心掛けましょう。